

会津大学広報出版物発行要領

- 1 この要領は、本学における広報出版物の効率化及び適正化を図ることを目的とする。
- 2 この要領において「広報出版物」とは、他の規程等に別段の定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本学の名称を冠するもの
 - (2) 本学の運営に関する内容のもの
 - (3) 本学内外に配付するもの
 - (4) 印刷経費が本学予算によるもの
- 3 広報出版物を発行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明記して、事前に企画運営室に協議するものとする。ただし、学生部発行のもの、企画運営室編集のもの及び軽微なものを除く。
 - (1) 発行目的
 - (2) 編集方針
 - (3) 編集方法
 - (4) 編集責任者
 - (5) 規格及び発行回数
 - (6) 印刷部数及び配付先
 - (7) 経費負担区分
- 4 前項の協議は、同項各号に掲げる事項を記載した文書をあらかじめ事務局企画連携課長に提出して行わなければならない。
- 5 学長は、広報・ウェブサイト委員会の審議を経て、当該広報出版物について適切な措置をとることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。